

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会

令和6年3月14日（木曜日）

1. 開 議

1. 議案第30号の審査

1. 議案第31号の審査

1. 議案第32号の審査

1. 議案第33号の審査

1. 議案第34号の審査

1. 議案第35号の審査

1. 議案第36号の審査

1. 議案第37号の審査

1. 委員長報告の作成について

1. 閉 会

午前10時開会

出席委員（13名）

一 條 裕太郎 君	二 上 光 子 君
黒 澤 朗 君	佐々木 敏 雄 君
佐々木 みさ子 君	稲 葉 定 君
只 野 順 君	後 藤 洋 一 君
伊 藤 雅 一 君	杉 浦 謙 一 君
門 田 善 則 君	竹 中 弘 光 君
大 泉 治 君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 积 雄 君	総務課参事兼課長	高 橋 貢 君
総務課副参事 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	徳 山 裕 行 君	企画財政課参事兼課長	大 崎 俊 一 君
まちづくり推進課長	熱 海 潤 君	税務課参事兼課長	紺 野 哲 君
町民生活課参事兼課長	今 野 優 子 君	町民医療福祉副センター長兼 国民健康保険病院総務管理課参事兼課長	木 村 智香子 君
福 祉 課 長	鈴 木 久美子 君	福祉課子育て支援室長	佐 藤 明 美 君
健 康 課 長	木 村 治 君	農 林 振 興 課 長	三 浦 靖 幸 君
建設課参事兼課長	小 野 伸 二 君	上 下 水 道 課 長	岩 渕 明 君
会計管理者兼会計課長	久 道 正 恵 君	農 業 委 員 会 会 長	日 野 善 勝 君
農業委員会事務局長	荒 木 達 也 君	教育委員会教育長	柴 有 司 君
教育総務課長 兼給食センター所長	内 藤 亮 君	生 涯 学 習 課 長	阿 部 雅 裕 君
代 表 監 査 委 員	城 口 貴志生 君		

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 邊 千 春	総 務 班 長	金 山 みどり
---------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

(午前10時)

○委員長(門田善則君) おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから予算審査特別委員会を開催いたします。

審査に当たっては、一般会計同様、質疑、答弁について明瞭簡潔にお願ひいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議案第30号の審査

○委員長(門田善則君) これより、議案第30号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。担当課長は順次説明お願ひします。健康課長。

○健康課長(木村 治君) おはようございます。今日はよろしくお願ひいたします。

それでは、令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明いたします。

初めに、定例会資料2の7ページをお開き願ひします。

令和6年度の療養給付費等の積算につきましては、これまでの療養給付費の実績や被保険者数の動向を踏まえ、県が算出した普通交付金を基準に算出しているところでございます。

下の表、世帯数、被保険者数の推移をご覧いただきたいと思ひます。令和6年度当初予算の年平均被保険者数の見込みになりますが、国保会計の歳出に計上しております県に納付する国保事業費納付金の算定時に使用された、県が示した被保険者数3,441人を計上しております。

上の表、療養給付費等につきましては、これまでの療養給付費等の実績に基づき県が示したものを基準に算出したものでございます。

令和6年度当初予算の予算計上額についてですが、昨年度当初と比較しますと、平均被保険者数は減少しておりますが、療養給付費に係る一人当たりの給付費につきましては伸びている状況でございます。総額14億4,522万円で当初予算を計上しているところでございます。

また、決算見込額では、当初見込んでいたよりも一人当たりの給付が伸びております。要因につきましては、医療の高度化や高額医薬品の使用により費用額が増加しているところでございます。また、医療費を上げている疾病内容は、心臓疾患の循環器系疾患やがん系統によるものが多いところでございます。

それでは、国民健康保険の予算書にお戻り願ひしたいと思います。

6ページ、7ページ、お開き願ひします。

歳入になります。保険税から順に説明したいと思ひます。

○委員長(門田善則君) 税務課長。

○税務課参事兼課長(紺野 哲君) 歳入の1款国民健康保険税です。国民健康保険税の総額は2億8,060万円で、対前年度比1,453万円、4.9%の減となりました。

内容につきましては、初めに現年課税分のみを説明いたします。

まず、1目1節一般被保険者国保税の医療給付費分現年課税分では、特別徴収分、普通徴収分、合わせまして1億6,270万円、対前年度比610万円の減となっております。

3節後期高齢者支援金分現年課税分では、特別徴収分、普通徴収分、合わせて7,940万円、対前年度比230万円の減となっております。医療給付費分後期高齢者支援分では、国の軽減策に町独自の支援策を追加し、18歳までの均等割額の全額軽減を継続いたします。また、出産予定や出産後の被保険者の方の産前産後期間相当分の所得割、均等割の軽減も行ってまいります。

次に、5節介護納付金分現年課税分は2,190万円、対前年度比80万円の減となりました。

国保税額の減額要因としましては、被保険者数の減、そのほか支援策としての軽減策による影響と考えております。

そのほか、2節、4節、6節、滞納繰越分については、収入状況などを勘案し、合わせて1,660万円を計上するものでございます。

次の2款1項1目督促手数料は、令和5年度から廃止しておりますが、過年度分を徴収するための科目設定でございます。終わります。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 8ページ、9ページをお開き願います。

4款県支出金1節①普通交付金14億4,903万1,000円につきましては、葬祭費及び出産育児一時金を除く保険給付費に係る費用について、全額、県から普通交付金として交付されるものでございます。

2節特別交付金4,177万2,000円につきましては、令和5年度の実績見込みでそれぞれ計上しております。内訳として、①保険者努力支援交付金621万9,000円は、市町村ごとの医療費適正化事業等の取組状況を点数化し、それに応じて国から県を通して交付されるものでございます。②特別調整交付金2,487万5,000円につきましては、保健事業等の実績に基づいて交付されるものでございます。③県繰入交付金445万6,000円については、県評価による保険者努力支援的な交付金として交付されるものでございます。④特定健康診査等負担金622万2,000円については、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分が交付されるものでございます。

5款財産収入5万円については、基金利子を前年度と同額を計上するものでございます。

6款繰入金1項一般会計繰入金につきましては、低所得者や未就学児などに対する保険税軽減補填分等の国・県負担金及び国保事業の運営費や出産育児一時金に対する法定分として、一般会計から1億3,820万3,000円を予定するものでございます。

次の10ページ、11ページをお開き願います。

2項基金繰入金7,232万1,000円、対前年度比653万1,000円の増額になります。主な要因につきましては、被保険者数の減少や高齢化、低所得者の割合が高くなった影響から、保険税が令和5年度と比較し約1,500万円の減少が影響しているものでございます。

7款繰越金及び8款諸収入につきましては、前年度と同額を計上しております。

次の12ページ、13ページをお開き願います。

歳出のほうになります。

1 款総務費 1 項 1 目細目 2 一般管理経費480万5,000円につきましては、保険証の更新事務及びシステム関係等に係る費用を計上しております。なお、対前年度比3万6,000円の減額になります。

次、2目細目1連合会負担金183万7,000円については、国保連合会の負担金になります。

2 項細目 1 賦課徴収費225万8,000円については、保険税賦課業務及び納税業務に係る費用を計上しております。次の14ページ、15ページをお開き願います。

3 項細目 1 運営協議会費13万5,000円につきましては、国保運営協議会に係る経費を計上しております。

2 款保険給付費 1 項療養諸費につきましては、先ほど議会定例会資料で説明いたしましたので、割愛させていただきます。

5 目審査支払手数料341万1,000円につきましては、国保連合会に支払う審査手数料になります。1件当たり62.61円になります。

3 項細目、葬祭費200万円については、1件5万円の葬祭費を40件計上しております。

次の16ページ、17ページお開き願います。

4 項 1 目細目 1 一般被保険者高額療養費につきましては、こちらも先ほど定例会資料で説明しましたので、ご参照していただければと思います。

3 目細目 1 一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、前年度同額30万円を計上しているところでございます。

5 項移送費につきましては、前年度と同額10万円を計上しております。

6 項 1 目細目 1 出産育児一時金250万円につきましては、1件50万円、5人分を見込むものでございます。なお、令和5年度の実績につきましては、まだ1月末現在でございますが、1件というような状況になっております。

その下、2目支払手数料2,000円につきましては、国保連合会に支払う審査手数料になります。

次の3款国民健康保険事業費納付金4億4,927万1,000円につきましては、県が保険給付費等を計上し、各市町村の医療費水準や所得水準等を考慮して納付金を算定いたします。当町の令和6年度の納付金については、県から示された額に基づき、医療分、後期高齢者支援分、介護納付分、それぞれ区分ごとに計上しております。なお、令和5年度と比較し1,966万1,000円減額しております。主な減額の要因については、人口減少等に伴いまして被保険者数が減少し、保険給付費の見込みが減っているところでございます。県内の各市町村の納付金の状況ではありますが、35市町村中17団体が増加し、18団体が減少しているような状況になります。

18ページ、19ページお開き願います。

6 款保健事業費につきましては、被保険者の健康増進を図るための経費になります。

2 項 1 目細目 1 保健衛生普及費80万1,000円については、健康推進員が各地域において開催いたします健康づくり事業等に対する事業費になります。

20ページ、21ページをお開き願います。

6 目細目 1 医療費適正化対策事業費193万8,000円につきましては、国の保険者努力支援交付金の評価対象であります重複・多剤服薬者に対する保健指導や、医療費通知による適正受診の勧奨など、医療費適正化事業に対する経費になります。

3 項 1 目細目 2 施設管理経費588万円につきましては、施設管理に要する経費を国保病院と按分して計上しているところでございます。

22ページ、23ページをお開き願います。

2 目細目 2 歯科保健事業費114万2,000円につきましては、歯科保健事業に係る経費になります。歯科保健事業においては、保育・教育機関をはじめ、地域の様々な場所において、口腔ケアや口腔機能維持対策事業を実施しているところでございます。

次の24ページ、25ページをお開き願います。

3 目細目 2 特定健康診査事業費2,711万5,000円につきましては、特定健診及び特定保健指導に係る経費になります。令和5年度の特定健診の受診率につきましては、暫定ではありますが50.1%になり、令和4年度49.7%と比較し伸びているところでございます。なお、令和4年度の県平均になりますが、46.8%になり、県平均より高い状況でございます。本年度に作成いたしました国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づき、今後も特定健診を含め、引き続き受診率向上に向けて、生活習慣病予防事業など保健事業に取り組んでいきたいと考えております。

なお、令和6年度の各種保健事業の内容につきましては、先日本日お渡しいたしました緑色の冊子の涌谷町保健活動計画をご参照願いたいと思います。

次の26ページ、27ページをお開き願います。

7 款基金積立金につきましては、繰越金の2分の1及び基金利子を積立てるものでございます。基金積立後の残高は5億6,942万8,000円、5億6,942万8,000円となります。

8 款諸支出金1 項償還金及び還付加算金につきましては、前年度と同額を計上するものでございます。

2 項繰出金細目 1 直営診療施設勘定繰出金1,487万5,000円につきましては、国保病院で行う各種事業に対する繰出金になります。なお、この繰出金につきましては、国の特別交付金で歳入が見込まれるものでございます。

28ページ、29ページをお開き願います。

9 款予備費につきましては、県に支払う事業納付金の1000分の5を基準にしているため、令和6年度におきましては224万6,000円を措置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） 以上で議案第30号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） おはようございます。

国民健康保険税の保険料率についてちょっとお聴きしたいと思います。

県から示された標準保険料率が示されたと思いますけれども、県からの検討状況、各35自治体の検討状況ということで調べられておりますが、改正するとなれば条例改正が多分、改正すれば6月の議会で改正されると思いますけれども、改正する予定が12団体ありまして、そのうち引上げの見込みが10団体あります。逆に引下げの団体が1団体、現時点では分からないというのが1団体あると。また、税率を改正しないという自治体が20団体あります。現時点では分からないというのが三つの自治体があるということなんですけれども、当町に

おいてはどの段階にあるのか、お聴きしたいと思います。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 当町におきましては、今の段階では税率の引下げ、引上げ等は考えていないところでございます。

○委員長（門田善則君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 先ほどの指標を見ればね、説明を見れば、税率の改正することはないのかなと思ってますけれども、保険料率が示されて、いろいろな自治体でも大分悩んではおられるという話は聞いておりますが、涌谷町の保険料率、いわゆる応能割、応益割ありますけれども、35自治体の中でどういった、簡単に言えば安いのか高いのかということなんですけれども、実際どうなのか、お聴きしたいと思います。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 応能割と応益割ということで、応能割については所得割のほうということで、応益割については均等割、平等割のほうになりますけれども、応益割ということで均等割、平等割が高くなると、低所得者についてはかなり負担が大きいということになると思うんですけれども、涌谷町につきましては、県内より応益割、均等割と平等割につきましてはそれほど高くないということで、低所得者については比較的負担はしていないというような状況になっているところでございます。

○委員長（門田善則君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 答弁いただきましたが、現時点の35自治体の今の実際の税率を見ると、涌谷町が医療給付分で、所得割が7.00、後期高齢者支援分が4.00ですね。合わせても、県内からすると高い。合わせれば仙台が一番高いんですけれども、その次に涌谷町の税率が2番目に高いと思います。介護納付分も含めると、13.8%が涌谷町の税率、所得割の税率になります。そうすると、所得割だけを見ると、県内では高いほう、仙台を除けば一番高いというふうになります。ただ、均等割、応益割の均等割が比較的安くて下から5番、同率もあるので、同じ金額があるのですが、下から5番目ぐらいが医療給付分が下から数えたほうが早い。下から2番目ぐらいですね。後期高齢支援分の均等割は、これも下から5番目ぐらいに入ると。介護の部分も下から五、六番目に入るというふうになるんですけれども、ただ、平等割が高いです。上から数えたほうが早いのが平等割で、涌谷町の2万3,000円が、医療給付分が上から5番目、そしてまた、後期高齢者支援分が9,000円ですね。9,000円が、これもまた4番目に高い。そしてまた、介護分は7,000円ですから、これも上から数えたほうが早い。3番目です。

そうなる、均等割だけが比較的安くて、後の所得割と平等割が高いというのは、実際の今のほかの自治体が、税率が変わらなければですけども、そういう点では高いと思うんですけれども、そういった検討はしていかなくちゃいけないと思うんですね。せめて真ん中ぐらいにするとか、それはあくまでも財政的な観点がありますからそう簡単にはいかないと思うんですけれども、そういった点を踏まえて再度お聴きしたいと思います。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） お答えします。

議員さんお話ししたとおり、涌谷町は均等割、一人当たりに係る税金については安いということになっております。均等割と平等割、平等割というのは1世帯に係る税金になると思うんですけれども、均等割、平等割合

わせると応益割ということになります。それについては全体的に低いんですけども、どうしても平等割のほうは若干高くなっているような状況になっております。所得割についても若干高くなっているような状況でございます。

今後、税金の今現段階では引上げ、引下げは考えておりませんが、今後今、県のほうで保険料率の統一に向けて令和12年度を目標に準備を進めているところでございますが、それに合わせながら、今後は県と調整しながらその税率につきましても検討していきたいと考えております。以上です。

○委員長（門田善則君） 4回目でない。どうしても聴かなきゃならないのであれば、許可します。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 先ほど統一する、県一本化の税率になるということで、毎回税率が上がるんじゃない、金額が、税金が、国保税上がるんじゃないかと前から言われていたんですけども、今考えると、逆に減るんじゃないかと思うんです。そういったあくまでもその所得水準、ある程度の所得が関わってきますからそう簡単には言えないんですけども、やはり税率からすると高いほうに値しますから、その点では今後の町の考えなんですけれども、どうなんでしょう。

○委員長（門田善則君） 町長、政策的なご答弁で。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 私のほうからお答えします。

国保運営が間に合わないのであれば、当然、国保税というのはいわゆる6月、本予算は6月と認識しておりますけれども、6月に上げる、あるいは下げるといふこともあると思いますけれども、これまでぎりぎりいっばいで、特に私が国保のほうに関係したときに、町のほうから1億近く借りて運営したときもございまして、そういったようなことがございまして、慎重な運営をしているつもりではございますけれども、今までは質問者おっしゃったように、県平均化すると高くなるのではないのかなど。その対応をするために、激変緩和のためにもしばらくの間手当てをするための財源が欲しいということもございました。

そういった中で、最終的な試算をしてどのようになるかは分かりませんが、これまでの予想に反して下がるというような手段があれば、それは少しでも早く国保加入者の世帯の皆様へ還元することが当然あるだろうとそう思うので、それは事務方のほうで県の指示をしっかりと捉えながら検討した上で、できるだけ加入されている世帯、あるいは皆さんが立ち行くようにしてやりたいというのはこれまでの姿勢でございますし、今後もそのようにしたいなと思っておりますので、その辺はしっかり検討させていただきながら考えていきたいなと思っております。

○委員長（門田善則君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（門田善則君） 起立全員であります。よって、議案第30号 令和6年度浦谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。



### ◎議案第31号の審査

○委員長（門田善則君） これより、議案第31号 令和6年度浦谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。担当課長から順次説明願います。健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、令和6年度後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、3ページをお開き願います。

第2表債務負担行為になります。

後期高齢者医療広域連合窓口端末システム賃借料につきまして、後期高齢者広域連合で行うシステム更新に合わせ、税務課で追加で配備している端末1台分について対応するものでございます。期間につきましては令和7年度から令和11年度まで、限度額につきましては171万6,000円にいたすものでございます。

次の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入のほうになります。

それでは、保険料から順に説明いたします。

○委員長（門田善則君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（紺野 哲君） 歳入、1款後期高齢者医療保険料です。保険料総額は1億4,420万円、対前年度比372万円、2.6%の増となっております。これまでの実績などからの積算でございます。

内訳ですが、1項1目1節特別徴収保険料の現年度分は1億500万円、対前年度比200万円の増。

2目1節普通徴収保険料、現年度分は3,900万円、対前年度200万円の増となっております。

滞納繰越分については、これまでの収入状況を勘案し、計上するものでございます。

次の、2款1項2目督促手数料は科目設定でございます。終わります。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 続きまして、3款繰入金1節①保険基盤安定繰入金6,060万7,000円については、低所得者に係る保険料軽減補填分の繰入金になります。

2節①事務費繰入金482万3,000円については、後期高齢者医療保険の事務を進める上で一般管理経費及び徴収事務経費について、一般会計から繰入金として計上するものでございます。

次に、4款繰越金については、歳入の科目設定になります。

8ページ、9ページをお開き願います。

5款諸収入につきましては、それぞれ科目設定するものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出のほうになります。

1 款総務費 1 項細目 2 一般管理経費161万5,000円、対前年度比37万3,000円の増額になります。主な増額の要因につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、被保険者に対して資格情報のお知らせ等を送付する予定にしております、通信運搬費を増額するものでございます。

次に、2 項細目 1 徴収事務経費191万3,000円については、主に電算処理業務の委託料の事務経費になります。

次に、2 款細目 1 後期高齢者医療広域連合納付金6,060万7,000円につきましては、低所得者に係る保険料軽減補填分として一般会計から繰り入れた保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

次に、細目 2 後期高齢者医療広域連合保険料納付金 1 億4,420万1,000円につきましては、歳入の後期高齢者医療保険料分を広域連合に納付するものでございます。

3 款諸支出金30万1000円及び次の 4 款予備費100万円につきましては、前年度と同額を計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号 令和6年度浦谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和6年度浦谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。



### ◎議案第32号の審査

○委員長（門田善則君） 次に、議案第32号 令和6年度浦谷町介護保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。担当課長から順次説明願います。健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、令和6年度介護保険事業勘定特別会計予算について説明いたします。

6 ページ、7 ページをお開き願います。

歳入になります。

説明する前に、初めに令和6年度の介護給付費の積算根拠になりますが、令和5年度の給付実績見込みに令和

2年度から令和4年度の過去3年間の平均伸び率を積算し算出しているところでございます。サービス内容ごとに差はございますが、令和5年度と比較し、全体で1.7%程度の増を見込み、介護給付費につきましては予算化したところでございます。また、介護保険計画では、令和6年度をピークに人口減少に伴う被保険者数の減少などにより、介護給付費につきましては減少傾向になると推計しているところでございます。

それでは、保険料から順に説明いたします。

○委員長（門田善則君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（紺野 哲君） 歳入。1款保険料です。総額は3億8,740万円、対前年度比595万円、1.5%の減となりました。

内訳ですが、1節特別徴収保険料の現年度分は3億6,070万円、対前年度比330万円、0.9%の減、2節普通徴収保険料の現年度分は2,580万円、対前年度比220万円、7.8%の減となっております。これまでの実績などによる積算ですが、保険料の改定の影響については適宜対応してまいりたいと考えております。

滞納繰越分につきましては、これまでの収入状況等を勘案し計上したものでございます。

2款1項1目1節①督促手数料は、科目設定でございます。終わります。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 続いて、3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金3億696万9,000円につきましては、国の法定負担割合分固定分として、施設サービス分が給付費の15%、その他居宅サービス分が給付費の20%を計上しております。

2項1目調整交付金1億423万円につきましては、国の法定負担割合分変動分として総給付費の6.44%を計上しております。

2目地域支援事業交付金1節介護予防・日常生活支援総合事業分1,327万1,000円については事業費の25%、次の8ページ、9ページをお開き願います。2節その他地域支援事業分1,372万4,000円については事業費の38.5%、それぞれ交付割合分を計上しているところでございます。

5目保健所機能強化推進交付金245万4,000円及び6目介護保険保険者努力支援交付金304万4,000円につきましては、市町村ごとの介護予防の推進などの取組状況を点数化し、それに応じて国から交付されるもので、令和6年度については前年度実績に基づき予算を計上しているところでございます。

4款県支出1項1目介護給付費負担金2億5,681万3,000円につきましては、県の法定負担割合分として、施設サービス分が給付費の17.5%、その他居宅サービス分が給付費の12.5%を計上しております。

2項1目地域支援事業交付金1節介護予防・日常生活支援総合事業分663万5,000円については事業費の12.5%、2節その他地域支援事業分686万2,000円については事業費の19.25%を、それぞれ交付割合分を計上しているところでございます。

5款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金4億6,837万3,000円及び2目地域支援事業支援交付金1,465万7,000円については、支払基金の法定負担割合分として給付費の27%を計上しております。この交付金は、40歳から64歳までの2号被保険者の保険料の介護分として納めた保険料が交付されるものでございます。

6款財産収入は、基金利子になります。

10ページ、11ページをお開き願います。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金2億1,683万9,000円については、町の法定負担割合分として給付費の12.5%を計上しております。

2目地域支援事業繰入金1節①介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金663万5,000円については事業費の12.5%、②その他地域支援事業費繰入金1,257万円については事業費の19.25%を、それぞれ町の法定負担割合分を計上しております。

3目その他一般会計繰入金1節①職員給与費等繰入金1,385万7,000円については、職員人件費に係る繰入金になります。次に、②事務費繰入金3,689万4,000円については、介護保険業務に係る事務経費の繰入金になります。

4目低所得者保険料軽減繰入金2,178万円につきましては、低所得者に係る保険料軽減補填分の負担金として、国2分の1、県・町4分の1をそれぞれ法定負担割合分として繰入れするものでございます。

8款繰越金は、前年度からの繰越金を計上しております。

9款諸収入になります。1項1目第1号被保険者延滞金1,000円及び2項預金利子1,000円を計上しているところでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

○委員長（門田善則君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） 3項1目1節①介護予防支援サービス計画費収入1,018万円につきましては、介護予防支援の計画作成に対する収入を見込むもので、サービス利用の増を見込み、対前年度114万8,000円の増額でございます。

5項1目1節③成年後見申立求償金につきましては、科目設定でございます。終わります。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 4節要介護認定調査委託金4,000円につきましては、町外の保険者から介護認定調査を委託された場合の調査費を計上するものでございます。

3目第三者納付金30万円につきましては、交通事故など第三者行為による納付で、前年度と同額を計上するものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳出になります。

1款総務費細目2一般管理経費1,506万7,000円につきましては、介護保険業務に係る事務経費を計上しております。令和6年度につきましては、介護認定支援システムの機器更新に伴い、業務委託料990万を予算措置しているところでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

2項徴収費及び3項介護認定審査会費、4項介護認定調査費につきましては、それぞれ前年度と同様に、年間の事務経費について予算計上をしているところでございます。

18ページ、19ページをお開き願います。

2款保険給付費になりますが、令和6年度につきましては、令和5年度の給付実績見込みに令和2年度から令和4年度の過去3年間の平均伸び率を積算して、昨年度と比較し全体で1.7%増を見込み、17億3,471万9,000円

と予算化したところでございます。

20ページ、21ページをお開き願います。

4款基金積立金につきましては、1,322万8,000円を積立てするものでございます。基金積立て後の残高につきましては2億9,233万1,000円、2億9,233万1,000円になるところでございます。終わります。

○委員長（門田善則君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） 5款地域支援事業費でございます。

22、23ページをお願いいたします。

1項1目細目2介護予防生活支援サービス事業費11節役務費②口座振込手数料3万8,000円につきましては、サービス負担金の振込手数料を計上するもの、18節③その他負担金、訪問型・通所型サービス負担金3,996万9,000円につきましては、要支援1、2の方の訪問型・通所型サービス事業費で、サービスの増加を見込み550万8,000円を増額するものでございます。

2項1目細目2一般介護予防事業費634万円につきましては、主に介護予防教室の委託に係る経費でございますが、事業内容と回数の見直しにより、対前年度34万1,000円の減額となっております。

3項1目細目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費122万6,000円につきましては、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員等に対する支援を行う事業でございます。対前年度1万8,000円を増額となっております。

2目細目2認知症総合支援事業費32万2,000円につきましては、認知症に係る総合的な支援を行う事業で、認知症初期集中支援チームの運営や認知症サポーター養成講座、認知症カフェ等の開催に要する費用を計上しております。18節③その他負担金、認知症研修負担金等の増額により、対前年度6万3,000円を増額となっております。

3目細目2在宅医療・介護連携推進事業費47万9,000円につきましては、在宅における医療と介護の連携を図るための事業でございますが、10節需用費④印刷製本費等の増額により、対前年度44万円の増額となっております。3年に一度、介護保険法の改正に合わせ、利用者用のパンフレット100冊を印刷するもの、失礼しました。1,000部を印刷するものです。

7目細目2任意事業費645万9,000円につきましては、成年後見制度の報酬や配食サービスの委託料になりますが、対前年度4万3,000円を増額となっております。

4項1目細目1審査支払手数料12万6,000円につきましては、前年度同額、介護審査手数料を予算措置するものでございます。終わります。

○委員長（門田善則君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 6款諸支出金1項1目保険料還付金50万円につきましては、前年度と同額を計上するものでございます。

3項繰出金1目重層的支援体制整備事業繰出金1,522万7,000円につきましては、令和5年度から重層的支援事業を一般会計で事業を実施することに伴い、1号被保険者保険料収入の23%及び2号被保険者に係る支払基金交付金の27%などを一般会計に繰り出しするものでございます。

7款予備費150万円につきましては、前年度と同額を計上しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） 以上で、議案第32号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算の説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決すること異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。再開は11時といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（門田善則君） 再開します。



### ◎議案第33号の審査

○委員長（門田善則君） 次に、議案第33号 令和6年度涌谷町水道事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） よろしくお願いたします。

議案第33号 令和6年度水道事業会計予算の説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第2条は、業務の予定量でございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、第1款水道事業収益は4億2,246万5,000円、第2款水道事業費用は4億507万8,000円と定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、第3款資本的収入は2,748万5,000円、第4款資本的支出は1億2,673万円と定めるものでございます。

括弧書きとして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,924万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額718万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1,692万8,000円、当年度分損益勘定留保資金7,513万5,000円で補填するものでございます。なお、第2条から第4条の内容につきましては、後ほど資料で説明いたします。

続きまして、2ページをお開き願います。

第5条企業債でございますが、老朽管等更新事業の財源として、2,500万円を限度額として借入れするものでございます。

第6条は、各項間の経費の流用を定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の3,168万6,000円について定めるものでございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を192万8,000円と定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金の額でございますが、10万円でございます。

それでは、改めて第2条から第4条についてご説明いたしますので、定例会3月会議資料2の8ページをお願いいたします。

まず、左上の1、業務量等でございます。令和6年度の前年度を申し上げます。給水戸数については、5,800戸でございます。年間予定配水量は140万2,000立方メートルになりますが、その内訳として、大崎広域水道からの受水量を139万立方メートルとし、自己水源の揚水量を1万2,000立方メートルとするものでございます。年間の予定給水量の有収水量は117万1,000立方メートル、有収率は83.5%を見込んでおります。

次に、2、主な工事の説明になります。主な事業概要64ページにも掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

令和6年度の建設改良事業の工事請負費でございますが、老朽管の更新工事といたしまして、企業債を財源に充てる工事、①の六軒町裏地内、③下道地内及び新桑畑地内で配水管布設替え工事を予定しております。その他の更新工事といたしまして、②の田町裏地内、⑤の西新田地内、⑥の下町地内で布設替え工事を予定しております。また、⑦第2水源ポンプ交換工事は、経年劣化による能力低下のために揚水ポンプを交換し、⑧の桜町裏地内舗装復旧工事は、昨年度までの工事箇所の舗装を復旧するものでございます。

その下になりますが、委託料につきましては、①と②の工事に対して実施設計を行うものでございます。これらの総事業費は8,030万円でございます。

次に、資料の9ページ、10ページをお開き願います。

ここから、予算の内容について主なものを申し上げます。予算書につきましては26ページからの実施計画説明書の内容になりますので、併せてご参照いただければと思います。

資料9ページの左側、3、収益的収入及び支出でございます。

まず、1款水道事業収益は4億2,246万5,000円になります。1項営業収益のうち、1目給水収益は3億9,100万円で、前年度同額を見込んでおります。

3目その他営業収益で549万9,000円になりますが、設計審査等の手数料及び下水道使用料収納業務の見込みでございます。

2項営業外収益は2,596万6,000円を見込んでおります。

次に、2款水道事業費用は4億507万8,000円を見込んでおります。

1項営業費用のうち、1目原水及び浄水費におきましては、大崎広域水道の料金改定を受け、29節受水費で90万円の減を見込んでおります。

2目配水及び給水費におきましては、12節委託料において管路台帳を電子化したことにより、システムの保守費用が増額となりましたが、おおむね前年度並みを見込んでおります。

4目総係費におきましては、職員給与費で、電子化した管路台帳に給水装置を設置してある家屋や施設をひもづける作業を行うための会計年度任用職員にかかる費用や、7節旅費で、職員1名を水道技術管理者に育成するための研修に派遣する費用が増となるほか、昨今の価格高騰の影響で全般に増となっております。

次に、2項営業外費用は1,343万2,000円になりますが、企業債利息と消費税に係る費用を見込んでおります。

4項予備費は50万円でございます。

このことから、収益的収支は税込みで1,738万7,000円の黒字、当年度純利益は1,070万5,000円を見込んでおります。

続いて、資料右側でございます。

3款資本的収入でございますが、2,748万5,000円を見込んでおります。

1項企業債2,500万円は、建設改良事業の財源でございます。

3項出資金73万6,000円は、一般会計でも説明いたしました、黄金山工業団地造成時に借入れした企業債償還元金分を一般会計から繰入れするものでございます。

4項負担金174万9,000円は、水道加入金を見込んでおります。

次に、4款資本的支出でございますが、1億2,673万円でございます。

1項建設改良費8,075万5,000円でございますが、先ほど説明いたしました工事費と、それに係る諸費用及び水道メーターの購入費を見込んでおります。

3項企業債償還金は4,597万5,000円を見込んでおります。

このことから、資本的収支は9,924万5,000円の不足となりますが、資料に記載しております補填財源を充てるものでございます。

予算の説明は以上となりますが、物価高の影響が続く中、限られた収入での厳しい予算編成となりました。社会情勢の変化に対応していくため、DXなどの新しい技術を取り入れながら、住民サービスの向上や業務の効率化を図る努力をしております。引き続き事業に対するご理解をいただきながら、重要なライフラインとして住民の生活を守るため、事業運営を続けてまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤でございます。

1月1日に能登半島地震があったわけですが、我々もその3.11を経験いたしまして、広域水道が長期にわたり断水するという事態がありました。今後、町内の中で危険な箇所とか、そういうところはあるのか、お

聴きしたいと思います。

○委員長（門田善則君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） お答えいたします。

布設からかなりの年数がたっている水道管もございますので、一概にここという場所は言えませんが、そういう老朽化についてはある程度リスクがあろうかと我々は考えているところでございます。

○委員長（門田善則君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 今後また来るであろうそういう災害に向けて、抜かりなきよう事業を進めていきたい、いただきたいと思えます。以上です。

○委員長（門田善則君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） いろいろご心配いただきありがとうございます。

我々も限られた財源でございますが、少しずつ老朽管の更新等に努めて、いざというときの備えをしてまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（門田善則君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第33号 令和6年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（門田善則君） 起立全員であります。よって、議案第33号 令和6年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

◇

### ◎議案第34号の審査

○委員長（門田善則君） 次に、議案第34号 令和6年度涌谷町下水道事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第34号 令和6年度下水道事業会計予算の説明を申し上げます。

予算書は1ページをお願いいたします。

第2条は、業務の予定量でございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、第1款下水道事業収益及び第2款下水道事業費用は4億7,180万8,000円と定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、第3款資本的収入は3億8,320万3,000円、第4款資本的支出は5億2,953万円と定めるものでございます。

括弧書きとして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,632万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,476万4,000円、過年度分損益勘定留保資金5,637万5,000円、当年度分損益勘定留保資金7,518万8,000円で補填するものでございます。

なお、第2条から第4条の内容につきましては、後ほど資料で説明いたします。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第5条、企業債でございますが、表の上から、下水道事業債（公共汚水分）4,140万円、下水道事業債（公共雨水分）1,590万円並びに下水道事業債（農集排分）3,220万円は、それぞれ建設改良事業の財源とするものでございます。

次に、下水道事業債（特別措置分借換債）744万円、資本費平準化債（公共汚水分）6,000万円、資本費平準化債（農集排分）3,000万円は、企業債の償還に充てるものになります。全て合わせまして1億8,694万円を限度額として借入れするものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を5,000万円とするものでございます。

第7条は、各項間の経費の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の2,548万8,000円について定めるものでございます。

第9条は、一般会計から収益的収入への補助金額になりますが、1億7,559万4,000円になるものでございます。

それでは、また改めまして予算第2条から第4条について説明いたしますので、資料の11ページをお願いいたします。

まず、左上の1、業務の予定量等でございます。令和6年度の予定量を申し上げます。公共下水道の污水事業でございますが、処理区域面積は283ヘクタール、処理人口は4,770人、年間総処理水量は51万3,000立方メートル、使用料の収納率は96%、水洗化率は70.7%をそれぞれ見込むものでございます。

次に、公共下水道の雨水事業につきましては、処理区域面積は88ヘクタールとなっております。江合川右岸第3排水区の田町裏地内排水路整備工事に着手し、175メートルの施工を予定しております。

続いて、農集排でございます。処理区域面積は363ヘクタール、処理人口は1,140人、年間総処理水量は8万4,000立方メートル、使用料の収納率は99%、水洗化率は63.0%を見込むものでございます。

次に、資料の真ん中ほどになりますが、2の主な工事等でございます。なお、主な事業概要の65から67ページにも掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

まず、公共污水の管渠建設費でございます。①污水管渠公共ます設置工事の400万円につきましては、住宅建設等に伴い設置要望に対応するものでございます。②マンホールポンプ場更新工事390万円につきましては、污水管渠の各所に設置してありますマンホールポンプ場の経年劣化に対応し、污水ポンプや非常用通報装置等の更新を行うものでございます。

次に、処理場建設費になります。③の涌谷浄化センター改築更新実施設計業務210万円と④の涌谷浄化センター改築更新工事4,840万円についてですが、国の交付金を活用し、水処理計装盤等の改修を行うものでござい

ます。

次に、公共雨水でございます。管渠建設費の⑤江合川右岸第3排水区雨水排水路整備工事の3,100万円は、先ほども申し上げましたが、国の交付金を活用しまして、県道涌谷田尻線沿いの排水路の整備を行うものでございます。工事場所といたしましては、涌谷公民館向かい側の付近で、国道横断部125メートルのしゅんせつと、その上流約50メートルほどのコンクリート製品の設置を予定しておりますところでございます。

次に、農集排になります。まず、収益的支出1目管渠費の⑥箕岳中央地区維持管理適正化計画策定業務650万になりますが、国からの補助金を活用した事業を実施する事業体は、令和8年度までに維持管理適正化計画の策定が義務づけされたものでございます。内容につきましては、維持管理の効率化・適正化に向けた対策を総合的に検討するものとなっております。補助率は10分の10で実施するものでございます。

次に、資本的支出の管渠建設費で、⑦箕岳1号マンホールポンプ場制御盤移設工事700万円は、県道河南築館線の道路改良工事で工事の支障となるマンホールポンプ場の制御盤を移設するものでございます。⑧マンホールポンプ場更新工事630万円につきましては、上郡地区の汚水管渠の各所に設置してあるマンホールポンプ場の経年劣化に対応し、汚水ポンプや非常用通報装置の更新を行うものでございます。

処理場建設費になりますが、継続して行っております国の補助金を活用した事業となっておりますが、⑨箕岳中央地区処理施設改築更新設計業務210万円と⑩箕岳中央地区処理施設改築更新工事4,940万円で、処理場の電源キュービクルや各種バルブ等の更新を行うものとなっております。

続きまして、収益的収入及び支出等の説明になりますが、資料の12ページは総括したものとなっております、13ページをお開き願います。

事業ごとに説明してまいります、前年から変更のある予算科目等を中心に説明してまいります。金額は税込みでございます。

まず、13ページは公共污水になります。

1款下水道事業収益は、3億1,584万3,000円を見込んでおります。

1項営業収益9,182万6,000円でございますが、そのうち、1目下水道使用料は9,152万円で、令和5年度比77万円増を見込んでおります。

2項営業外収益は2億2,401万7,000円でございますが、そのうち、2目他会計補助金1億1,769万1,000円は一般会計からの繰入金で、965万5,000円減でございます。

次に、2款下水道費用になります。3億2,523万5,000円を見込んでおります。

1項営業費用は2億8,923万5,000円でございますが、1目管渠費420万円は、管路の維持管理に要する経費となっております。

3目処理場費4,929万4,000円は、浄化センターの運転維持管理に要する経費となりますが、22節手数料におきまして、3年に一度の非常用発電設備の点検に要する費用が増となっております。

5目普及指導費37万円は、宅内の排水設備工事に対して出している補助金と普及啓発に係る費用の見込みによるものでございます。

7目総係費3,285万3,000円は、職員の人件費や事務的な経費でございます。そのうち、22節手数料におきまして、金融機関への振込手数料などが新たに負担が生じることから、7万1,000円の増となっております。

9目減価償却費は2億251万8,000円でございます。

続きまして、2項営業外費用は3,570万円でございますが、企業債利息と消費税に係る費用を計上しているものでございます。

4項予備費は30万円でございます。

その下になります。下水道事業収益と下水道事業費用の収支差はマイナス939万2,000円を見込んでおります。資料の下の段になりますが、資本的収入及び支出になります。

3款資本的収入は2億4,286万9,000円を見込んでおります。

1項企業債は、予算第5条で説明したものでございます。

2項他会計出資金1億892万,9000円は、762万2,000円の増となりますが、一般会計からの繰入金で、企業債の償還に充てるものでございます。

6項国庫補助金2,500万円は、処理場建設費に充てる防災安全社会資本整備交付金で、補助対象事業費の2分の1相当でございます。

4款資本的支出は3億3,117万円を見込んでおります。

1項建設改良費5,480万円の内容は、先ほど主な工事等で説明したものにになります。

2項固定資産購入費820万円は、現在の受益者負担金分担金システムが耐用年数を超過しているため、更新するものでございます。

3項企業債償還金は2億6,457万円でございます。

資本的収支の補填財源の額は8,830万1,000円になるものでございます。

続きまして、資料14ページをお開き願います。

公共雨水の説明となります。

1款下水道事業収益2,675万5,000円を見込んでおります。

1項営業収益は2,229万円で、令和5年度より49万円増となっております。企業債償還金の増加に伴い、一般会計からの繰入金が増えたものでございます。

次に、2款下水道事業費用は1,736万3,000円になります。

1項営業費用は1,400万3,000円で、事業内容は昨年度同様となっておりますが、2目ポンプ場費の17節委託料が19万6,000円増となっております。雨水調整池と佐平治雨水排水ポンプ場の除草作業費が上昇したことによるものでございます。

2項営業外費用は296万円で企業債利息、4項予備費は40万円を計上しているところでございます。

その下、収支差は939万2,000円となりますが、汚水と雨水を相殺する形で、公共下水道事業としては収支差ゼロとしております。

次に、資本的収入及び支出となります。

3款資本的収入は3,090万円を見込んでおりますが、建設改良費の財源とするものでございます。

4款資本的支出は4,658万円を見込んでおりますが、1項建設改良費3,100万円は雨水排水路の整備工事を行うものでございます。

3項企業債償還金は1,558万円でございます。

資本的収支で補填財源の額は1,568万円でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

農集排の説明になります。

1 款下水道事業収益は1 億2,921万円を見込んでおります。

1 項営業収益の2,168万1,000円のうち、1 目下水道使用料は1,518万円で、昨年度比22万円減を見込んでおります。

また、6 目国庫補助金で650万円を計上しておりますが、箕岳中央地区維持管理適正化計画策定業務の財源とするものでございます。

2 項営業外収益1 億752万9,000円でございますが、そのうち、2 目他会計補助金5,790万3,000円は一般会計からの繰入金で、93万7,000円減でございます。

次に、2 款下水道事業費用は1 億2,921万円を見込んでおります。

1 項営業費用は1 億1,645万円でございますが、1 目管渠費1,104万円のうち、主に17節委託料におきまして、今ほど説明いたしました箕岳中央地区維持管理適正化計画策定業務を新規に予定しているため、増額となっております。

3 目処理場費1,867万2,000円で、箕岳中央と上郡の二つの処理場の運転維持管理に要する経費となります。

5 目普及指導費25万円は、公共水と同様の補助金の見込みによるものになります。

7 目総係費は151万7,000円で、事務的な経費でございます。

9 目減価償却費は8,497万1,000円でございます。

2 項営業外費用の1,246万円は、企業債利息と消費税に係る費用を計上しております。

4 項予備費は30万円でございます。

収支差はゼロとしているところでございます。

次に、資本的収入及び支出になります。

3 款資本的収入は1 億943万4,000円になります。

1 項企業債は、予算第5条で説明したものでございます。

2 項他会計出資金は2,173万3,000円、105万9,000円の増で、一般会計からの繰入金になりますが、企業債の償還に充てるものでございます。

6 項国庫補助金の2,550万円は、処理場建設に充てる農村整備事業費補助金で、補助対象事業費の2分の1相当でございます。

4 款資本的支出は1 億5,178万円になります。

1 項建設改良費6,480万円の内容は、主な工事等で説明したものでございます。

3 項企業債償還金は8,698万円でございます。

資本的収支で補填財源の額は4,234万6,000円となります。

各事業ごとの説明は以上となりますので、11ページのほうにお戻り願います。なお、予算書20ページにも関連した内容を掲載してございますので、併せてご覧いただければと思います。

11ページの右上、収益的収入及び支出になります。いずれも税抜となりますが、事業全体の営業損益は2億

8,499万2,000円の損失、当年度純利益は499万9,000円になるものでございます。

また、資本的収入及び支出、収支が1億4,632万7,000円の不足となりますが、その下の表の補填財源で補うものでございます。

5の企業債と6、国庫補助金は、説明いたしましたので省略いたします。

7の一般会計繰入金につきましては、事業全体で前年度比142万1,000円の減となります3億2,854万6,000円となるものでございます。

予算についての説明は以上となりますが、水道事業と同じく、厳しい財政状況の中でも、求められている事業は確実に進めていくため、経営改善に対し不断の努力が必要と考えております。DXなど新しい考えを取り入れつつ、住民サービスの向上と業務の効率化を模索しながら、事業運営に当たってまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第34号 令和6年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 令和6年度涌谷町下水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

◇

### ◎議案第35号の審査

○委員長（門田善則君） これより、議案第35号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。副センター長兼総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） それでは、議案第35号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。

予算書1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量につきましては、病床数は、令和5年度から121床から99床にダウンサイジングし、一般病床が60床、療養病床が39床となります。年間患者数ですが、入院全体で1日平均患者数89人に設定し、年

間患者数を一般・療養合わせて3万2,485人といたしました。うち、在宅復帰を支援する地域包括ケア病床につきましては20床となります。

外来患者数につきましては、1日平均患者数を200人、診療日数を243日といたしまして、年間患者数を4万8,600人としております。

(4)の主要な医療機器の導入につきましては、医用画像情報管理システム、医用テレメーター、一包化錠剤仕分装置等の更新を予定するものです。

(5)主要な建設改良事業として、療養病棟のマルチエアコン設置工事、吸引配管増設工事、深井戸ろ過機更新工事を予定するものです。

第3条、収益的収支、第4条の資本的収支につきましては、資料でご説明いたします。

すみません、次のページ、2ページをお開き願います。

第5条で、債務負担行為として、公営企業会計システム賃借料等を令和7年度から令和11年度まで、限度額を1,568万7,000円と設定いたすものです。

第6条で、企業債の限度額等を定めるものです。内容は、第4条の建設改良費における医療機器整備事業として5,060万、建物附帯設備整備事業として3,670万円となります。

第7条、一時借入金につきましては、令和5年度同額の4億円を設定いたします。

第8条は、経費の流用条項で、第9条は流用制限の条項、第10条は国民健康保険事業勘定特別会計からの補助金を設定し、第11条は棚卸資産購入限度額を定め、第12条では重要な取得資産として、医用画像情報管理システムと医用テレメーターと定めるものでございます。

それでは、議会の会議資料16ページをお開き願います。

左から、令和6年度当初予算A、令和5年度当初予算B、当初予算比較を表示してございます。

1の業務の予定量中、患者数は先ほどご説明いたしました。平均単価でございますが、実績から、入院につきましては、一般病床で2万9,600円、療養病床で1万8,900円、外来につきましては1万4,488円を見込んでおります。

次の17ページをお開き願います。

令和5年度との当初比較で、大きいものを中心にご説明いたします。

表の1番上、1款病院事業収益といたしましては、対前年度728万2,000円減の20億3,170万8,000円とするものでございます。

1項医業収益につきましては、1目入院収益は増加で、2目外来収益は減少となりましたが、3目その他医業収益5節その他医業外収益で一般会計繰入金の増加があり、対前年度4,572万7,000円の増額となっております。繰入金の増額につきましては、地域包括ケアシステム推進費用の増額と資金不足解消のための繰入金となっております。

2項医業外収益につきましては、対前年度5,301万の減額の2億8,536万9,000円となっております。主な要因は、2目補助金の7,157万円の減額について、昨年度計上の病床再編に係る補助金と災害復旧補助金がなくなったため、また、4目長期前受戻入で1,861万5,000円の増額があったものです。

次のページをお願いいたします。

2 款病院事業費用です。1 項医業費用 1 目給与費につきましては、当初予算設定時におきましては、医師 6 名をはじめとする正職員 97 名、常勤契約医師 4 名のほか、会計年度任用職員 54 名、対前年度 1 人増の計 155 名の体制で病院事業を行う予定としております。

1 目給与費といたしましては、対前年度当初比較で 3,304 万 2,000 円増の 11 億 4,507 万 3,000 円でございます。

2 目材料費は、薬品費のジェネリック医薬品への切替えや病床数減により、3,558 万 9,000 円減の 4 億 916 万 5,000 円を措置しております。

3 目経費につきましては、7 節光熱水費におきまして、原油価格高騰の影響から 251 万円の増額となっております。17 節委託料においては、委託業務見直しによる 1,103 万 9,000 円の減となっております。

経費全体では、2 億 9,323 万 8,000 円といたしたところでございます。

2 項医業外費用においては、昨年同程度の予算計上としております。

3 項特別損失でございますが、昨年度計上の災害復旧費の皆減でございます。

以上、病院事業費用総額といたしましては、対前年度 9,206 万 5,000 円減の 20 億 1,784 万 9,000 円とするものでございます。

収益的収入及び支出、3 条予算の収益でございますが、当年度損益は下から 2 行目、対前年度当初予算の比較で 7,092 万 3,000 円の減、1,385 万 9,000 円の当年度純利益となるものでございます。**〔「7,092 万 3,000 円」を「8,478 万 2,000 円」に、申出により訂正あり〕**

続いて、資料の 24 ページをご覧ください。

資本的収支です。資本的収入の企業債ですが、先ほどご説明申し上げました資産購入財源として 8,730 万円を予定するものでございます。

続いて、資料 19 ページをご覧ください。

資本的収支です。資本的収入の企業債ですが、先ほどご説明申し上げました資産購入財源として 8,730 万円を予定するものでございます。

次の 9 項 1 目 1 節一般会計負担金 5,144 万 4,000 円につきましては、企業債償還金元金に対する基準内繰出し分を計上するものでございます。

4 款資本的支出 1 項 3 目資産購入費は、対前年度 8,080 万 3,000 円の減については前年度に電子カルテ更新があったため、4 目 1 節リース資産購入費は、病院ベッドや医療機器のリース資産を計上するものでございます。その他建設改良費の 3,676 万 2,000 円は、さきにご説明いたしました深井戸ろ過機更新工事等工事費を計上するものです。

4 項 1 目 1 節企業債償還金につきましては、見込みにより計上するものです。

説明は以上となりますが、前沢センター長を迎え、2 年目となります。涌谷町に合った新しい地域包括医療体制が構築される中で、涌谷町町民医療福祉センター全体の連携を図りながら、自治体病院としての役割をしっかりと担っていく所存です。また、新型コロナウイルス感染症、原油価格高騰などの影響にも引き続き注視しながら、職員一丸となって病院経営改善に取り組んでまいりますので、引き続きご協力とご理解をお願い申し上げます。終わります。

○委員長（門田善則君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

◇

### ◎議案第36号 審査

○委員長（門田善則君） 次に、議案第36号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計予算の審査を行います。説明を求めます。総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 議案第36号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計予算についてご説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

業務の予定量でございます。定員につきましては、入所80人、通所は50人としております。1日平均利用者数として、入所は対前年度比2人減の76人と見込んでおります。通所は稼働日を313日、1日平均利用者数を対前年度比8人減の31人と見込み、居宅介護支援事業所については、対前年度比0.1人増の1日平均4.1人と見込むものでございます。

第3条の収益的収支及び次のページの第4条、資本的支出につきましては、資料でご説明させていただきます。

第5条においては、公営企業会計システム賃借料等を更新いたすため債務負担行為を定めており、期間を令和7年度から令和11年度までとし、限度額を941万2,000円といたすものです。

第6条においては、一時借入金として限度額を昨年度当初予算と同額の3,000万円といたすものです。

第7条においては、経費の流用を、第8条は、流用制限を定める条項でございます。

それでは、資料2の20ページをお開き願います。

資料は左から、令和6年度当初予算A、令和5年度当初予算Bと比較を表しております。

1の業務の予定量中、患者数は予算書でご説明いたしました。次の一人1日平均単価につきましては、これまでの実績などから設定しておりますが、入所は対前年度比280円増の1万3,780円としております。通所につきましては、通所リハビリを対前年度比267円増の1万1,600円、予防給付を対前年度比267円減の6,800円とし、居宅介護支援事業所につきましては、1件平均として対前年度比243円減の1万54円としております。

続いて、資料21ページをお開き願います。

主に、前年度と比較して大きいところを説明させていただきます。

まず、収益的収入でございますが、1款1項事業収益につきましては、1目入所収益で、近年の利用者数実績により、昨年度比314万1,000円減の3億8,225万7,000円、通所収益につきましては、昨年度比2,261万7,000円減の1億504万2,000円を見込んでおります。

2項事業外収益としましては、対前年度比2,051万円減の2,233万9,000円を見込んでおります。

2項事業外収益2目補助金の皆減の要因は、前年度の災害復旧工事に係る補助金、国庫補助金でございます。

3目負担金交付金は、基礎年金拠出金、児童手当に要する経費、企業債利息の3分の2などとして、一般会計負担分として1,532万7,000円を計上するものでございます。

一番上の行ですが、事業収益総額といたしましては、対前年度比較4,620万1,000円減の5億2,238万8,000円とするものでございます。

続いて、収益的支出です。2款老健事業費用1項1目給与費につきましては、正職員36名、会計年度任用職員33名、計69名の体制としております。

1節給料は、給与費から6節法定福利費まで、職員数の減による、額、ベースアップ、処遇改善による増額で、給与費総額といたしましては415万5,000円の増となっております。

3目経費につきましては、7節燃料費において、原油価格高騰による影響で127万円増額、11節修繕費で、昨年度の非常照明修繕が終了したことによる273万8,000円の減額、17節委託料において、老人保健施設のニーズに基づく在り方や経営分析等を委託するための委託費用として651万8,000円の増額があり、経費総額では591万6,000円増の1億1,692万5,000円を計上しております。

事業費用の合計といたしましては、対前年度2,678万3,000円減の5億7,547万5,000円とするものでございます。

当年度損益といたしましては、下から2行目、5,308万7,000円の純損失となるものです。

続いて、資料22ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。4条予算となります。

資本的収入、4項出資金につきましては、建物建設時に借入れいたしました企業債元金の償還金のおよそ3分の2である2,383万2,000円を一般会計から受けるものですが、今年度、訪問看護ステーション会計からの出資金を受けることができないため、対前年度1,001万1,000円の減となっております。

続いて、資本的支出です。4款1項3目1節資産購入費につきましては、厨房備品等の購入に326万7,000円を計上するものでございます。

5目その他建設改良費81万2,000円は、センター深井戸ろ過機更新工事をいたすもので、災害復旧工事が終了したため、対前年度402万5,000円の減額となります。

4項1目企業債償還金については、老健建物分の企業債の償還金として3,566万7,000円を計上するものでございます。

老人保健施設は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護、介護といったケア、作業療法士や理学療法士等によるリハビリテーション、また栄養管理、食事、入浴などの日常サービスまで併せて提供する、なくてはならない施設です。しかしながら、経営につき

ましては非常に厳しい状況が続いております。令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入所、通所とも利用者が年々減少している状況であり、一方、経費としては給与費、光熱水費等の上昇を受け、さらに災害復旧や建物の老朽化により修繕の費用も増しており、収支のバランスが崩れたところに、令和4年度にはコロナのクラスターが発生したこともあり、5,800万円の赤字決算となりました。その影響が今年度の資金不足につながり、令和5年度予算計上にも影響しております。

令和6年度予算計上につきましては、実績に基づく事業収益を計上しておりますので、赤字予算となっております。このことから、年度途中で資金不足が生じるおそれもございます。今後の対策といたしましては、センター長が基本方針で話されましたように、町全体の高齢者福祉施設のニーズを把握した上で、病院や他の施設との関係を整理し、老人保健施設の望ましい姿を再検討する必要があると認識いたすものです。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。（「6番」の声あり）

質疑は午後からにしますので、ここで暫時休憩、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

〔13番大泉 治君君欠席〕

○委員長（門田善則君） 再開します。

ここで、開会前にお知らせしておきます。

13番大泉委員から欠席の連絡が来ておりますので、お知らせします。

次に、上下水道課長のほうから議案書の訂正がありますので、それを許可いたします。訂正を許可します。上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 先ほど説明いたしました内容でちょっと抜けがございましたので、訂正のほうをお願いいたします。

水道事業会計予算のほうの1ページになります。

水道事業会計1ページ、第4条の文言の中で、括弧内の資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額「99,245円」となっておりますが、5と円の間には漢字の千の字が抜けておりました。正しくは「99,245千円」となるところが、字が抜けておりました。大変申し訳ございませんでした。

あと、もう1か所ございます。議会資料2の11ページでございます。

議会資料2の11ページ、下水道事業会計予算説明資料でございますが、資料の左下になります。

主な事業施工箇所図の中の一番下、涌谷浄化センター改築更新工事のところでございますが、一式「C=49,400千円」となっておりますが、正しくは、「C=48,400千円」でございました。間違った資料を提出してしまい、大変申し訳ございませんでした。以後、気をつけてまいります。

○委員長（門田善則君） お知らせします。議案の訂正については、私のほうから議長のほうに申し入れて、本会

議での訂正になります。よろしく申し上げます。

続きまして、医療福祉センター副センター長から訂正の申出がありますので、それを許可いたします。発言を許可します。副センター長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 申し訳ございません。

病院会計の当初予算の資料のほうの説明の中で、間違っ読み上げましたので訂正させていただきます。

資料のほうの2の18ページのところでございます。

当年度の損益のところでございますけれども、「対前年度8,478万2,000円増の」1,385万9,000円の純利益と申し上げなければならないところを、「令和5年度分の7,092万3,000円減の」と間違っ読み上げましたので、大変申し訳ございませんでした。

また、資料の途中、ページ数を間違えましたことも併せておわび申し上げます。

○委員長（門田善則君） それでは、質疑を続けます。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 老健施設の説明いただきましたけれども、業務予定量のうちの1日平均利用者数が実績によって少し小さくというか、数字小さく見込んだという説明を受けたと思うんです。確かにコロナ禍であったりいろいろ事情はあったにしても、今の事情で小さくする必要があったのかなとか、もう少し大きくしてもよかったのかな、どうしてそうならなかったのかなという理由をお聴きしたいのと、もしそれであるならば、職員数が変わらないので、職員は、これでもやはり職員数減らしたら業務ができなくなるのか。もし、職員数が多いのであれば、どこか配置転換とかにすれば、5,000万の赤字が全部解消するわけでは全然、それはもう意味を持たないんだけど、そういう操作というか、そういうのが必要ではないのかなと思ったので、お聴きます。

○委員長（門田善則君） 副センター長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） まず、老人保健施設の入所の状況についてお話しさせていただきます。

令和27年度からの資料、今手元にありますけれども、入所については令和、ごめんなさい、令和じゃなくて平成27年度、80の定員に対して平均が79でございました。徐々に減っていきまして、令和2年度、コロナ禍の中では74.6人が平均となっております。令和4年度はコロナのクラスターの影響を受けて、69.1人が平均となっております。また、令和5年度、今現在1月までで73.1人という現状がございます。それで、現状に合わせてまずはきちんと予算を組んだときに、どの程度現状をまず予算に組み入れようとしたものでございます。

また、通所につきましては、定員数を50人としているところを、1日平均で言いますと、予防通所と通所リハ合わせて、平成これはちょっと28年からの資料ですが、28年度は38人だったものが、今現在28人程度になっているところなんです。

その状況の中で、先ほど予算の説明の中で、今後、そのニーズとかそういったものをきちんと把握しないと、職員の数を減らすとか、そういったことを一旦いたしますと元に戻れない状況がございますので、この状況の中できちんと把握してから、この施設の在り方を考えていくということで、予算は実績に合わせて計上したということでございます。以上です。

○委員長（門田善則君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 今の説明は分かるんですけども、手堅く予算つくらないと大変なことになりますよということだと思うんです。それは分かったんですけども、いわゆる老健施設のニーズを把握してからとおっしゃるんですけども、ニーズ、肌で感じてニーズがそう落ちたような気はしないんですけども、どの辺、どういう手法でそのニーズをはかるおつもりなんですか。その見込みというか、それを教えていただきたいと思います。

○委員長（門田善則君） 副センター長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） まず、肌で感じてというところがお話がありましたけれども、ただいまのデータで申し上げましたとおり、ニーズは、ニーズといいますが、実際の利用者数は下がっております。人口も下がっているという現状がございます。そのニーズをどうやってはかるのかというお話ですけども、今年度、コンサルの費用を計上させていただきました。要は、涌谷町の介護保険を使っている方たちが、どのくらいこの高齢者福祉施設の中の老健のニーズがどのくらいあるかというのはデータがございますので、そこで分析をかけて、また、センター長も申し上げましたけれども、涌谷町の方が他町村に行っている場合もありますし、ほかの施設を利用している場合もあります。そのあたりの人数をきちんと把握して、涌谷町がこの公的老人保健施設をどの程度の規模で持っていくのがいいのかということは計っていかねばならないと思います。具体的な手法は、コンサルのほうにかけたいと思っております。以上です。

○委員長（門田善則君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） コンサルかけて妥当な方法を見つけるというのはそれはいいことなんですけれども、コンサルもそうなんですけれども、やはりいわゆる私より上の世代というか、団塊の世代というか、その方たちの年齢がそういうところに差しかかった場合は、コンサルにかけるまでもなく、そういった需要は必ず多いと思うんで、コンサルかけるなど言っているわけじゃ全然ないんですけども、受入体制はちゃんときちんとして業務というか、やっていただきたいと思うんですけども、実は私のうち、個人的なことです。うちでも今、町内の特養ホームに母がいるんですけども、申込みは豊里の老健施設だったり、美里の老健施設だったりする。みんなあちこち申し込んで、受け入れてもらえるところがない。それはやはり今の状況だと思うんです。涌谷町でも受け入れることができるのであれば、涌谷町内のみならず、他市町のそういったニーズにも応えるのも使命かなと思うんですが、その辺どう考えているか、教えていただければと思います。

○委員長（門田善則君） 副センター長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 今お話しされたほかの町のニーズにも応える。それは地域で支えていくということが必要だと思いますので、そこは、涌谷町の方がほかの施設に入っていることと同じように、うちのほうでもニーズに応えていきたいと思います。

ただ、一つだけお話しさせていただきたいんですけども、老人保健施設という施設の要件がございます。入所の。その要件に合う方がどのくらいいるかということもきちんと見極める必要があると思います。要は、特別養護老人ホームだったり、グループホームだったり、いろいろな高齢者の福祉施設がありますので、当院は病院と併設している利点がございますので、そのあたりのニーズと、それからさらに涌谷町にある民間の特養の施設のニーズと、どれが一番涌谷町の町民に合っているのかというのをきちんと把握しないと、このまあい

ずれニーズが来るからとか、そういうことで置いておくのがいいのかどうかというのは、考えなくてはいけない時期に来ているのかなというふうには思っております。

○委員長（門田善則君） よろしいですか。はい。ほかに。8番後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） 今、6番議員からもいろいろお話ありましたが、私ももうそろそろそういった年になるんですけども、昨今このコロナの影響によって、大変ここ四、五年の間にこういった、特にその施設の管理も含めた町内外のそういった、他町村において競合するそういった施設が大変多くなってきているというの、この利用者を少なくしている原因にもつながっているのかなというようなことで、先ほど副センター長が、事業費用の中の17節の委託料の中で、要するにそのニーズ、今後のニーズの在り方なり、経営分析、町としてこの老人保健病院を今後どのように政策の在り方を、事業の在り方を検討していくのか、望ましいのはどこにあるのかということをも十分検討した上で、やはり新たなそういった対応を、経営改善も含めて対応していくべきかというふうに思うんですが、その点についてはいかがですか。

○委員長（門田善則君） 副センター長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） ただいま議員さんおっしゃったとおりだと思っております。病院、まず国保病院のほうで、これまで二、三年かけて、開設者と事業者と一緒にあって病院の在り方というのを、二、三年かけて有識者会議も含めて検討していた経緯がございます。今現在は、経営的にはうまくいき出しているという経緯がございますし、それと同じように、ニーズと合わない運営は、やはり今後継続が難しい。そして、町民の方が本当に在宅復帰ができるような環境が整わないと、在宅にももっていけない。そうしますと、老健と病院とほかの施設とを行ったり来たりということにもなりますし、どの程度、どういったニーズを持って運営していくべきかということ、町と運営者が一体となって検討していくべきではないのかなというのが、今の考えでございます。以上です。

○委員長（門田善則君） 8番後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） そうした中で、今、副センター長のほうからお話ありましたが、特にその人件費ね。職員の、収支を改善するために、職員の数をできるだけ削減と申しますか、その結果、そういったところだけに重点を置いて経営改善を図ることについては、なかなかこの一人当たりにかかるそういった負担が増すということも当然考えられると思うんですね。

ですから、ぜひそういったことは、このように結果的には4,000万というような赤字の令和6年度の事業にもなりますけれども、そういったところも十分考えて事業を進めていただきたいというふうに、ぜひそういった意味では、町としてもいろいろな一般会計からのそういった支援も必要になってくると思うんですけども、十分そういった経営改善に向けての取組をしていったほうが、将来のこの老人保健施設につながるというふうに思うんですが、いかがですか。

○委員長（門田善則君） 副センター長。（「町長からお願いしたいんですけども」の声あり）政策的なことなんで、町長、お願いします。町長。

○町長（遠藤釈雄君） センター長、副センター長の性格もあろうかと思いますが、あえて今の老人保健施設の運営状況というものを、あえてこのような状況でありますよということを見せ、これは問題提起の予算書なのかなと、そう思っております。といいますのも、やはり質問者おっしゃったように、いわゆる病院もベッ

ド数を現状に合わせた形の中で、それが適当、施設が何かは適切というか、タイムリー的にはなっているかという、まだまだ改善の余地があるとは思いますが、そういったような中で99床に減らしたということは、そしてなおかつ、様々な医療スタッフの皆様のおかげで、普通はベッド数が減ると入院患者さんも比例して少なくなるという例がございますけれども、相変わらず来ていただく人は来ていただくということで、病床稼働率が上がっているという例もございます。

こういった中で、老健は今、社会復帰をさせる施設という条件もございます中で、だったらば老健はどうするかという問題がございます。この老健に関しましては、やはり近隣市町村、持っている。けれどもかなり苦慮しているということでございます。

この予算書の中でありまして、いわゆる貸借対照表の流動比率というものを見ますと、去年は111%ぐらいの今年が87%ということで、いわゆるそれをお金に換えますと、赤字予算組みました5,500万、それとほぼ符合しますということは、この形態でやろうとするならば、町がいわゆる6年度予算で5,500万出すことによって今までどおりやってくださいという繰出金の問題がありますけれども、そういったようなことにもつながってまいります。ですから、センター長はあえて政策討議して、これをみんなで議会の皆さん含めて考えていこうというのがこの予算書で示してあるわけでございますので、今後、老健の必要性というのは本当に必要なかといいますと、先ほどからほかの質問者もおっしゃっていただけれども、様々な施設が出ております。ですから、その施設に行くことになって、徐々に老健にはあまり来ていただけなくなっているのが現状だろうとそうのように思っております。ですから、そういったようなことを総合的にしっかりと根拠のある調べ方をしながら、次年度に向かって対応をしていきたいというのが副センター長の考えでありますし、私もそのような考えであります。

もう繰り返しますけれども、貸借対照表の比較でありますと、昨年度、そして来年度に向けての比率は87%ぐらい下がって、それをお金にしますと、いわゆる現金が5,500万足らなくなる。いわゆる損失そのものでございますので、それを町の直営として金を繰り出すときにどうしたらいいのかなということが出てまいりますので、それがほかの例えば給食費なんかのほうに向けたいとか様々なこともございますので、総合的に議会の皆様とともに判断していただきたいのと、そのように思っております。あとゆっくりと内容見ていただければありますけれども、そういうふうには私は思っております。

○委員長（門田善則君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（門田善則君） 起立全員であります。よって、議案第36号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計予

算は原案のとおり可決すべきものと決しました。



### ◎議案第37号の審査

○委員長（門田善則君） 次に、議案第37号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。副センター長兼総務管理課長、説明をお願いします。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） それでは、議案第37号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量につきましては、年間利用者数を8,002人、1日平均利用者数を平日は32.5人、土曜日は2人の予定とするものです。

第3条、収益的収支につきましては、後ほど説明いたします。

第4条では、債務負担行為として、公営企業会計システム賃借料等を令和7年度から11年度まで、限度額を627万5,000円と定めております。

第5条につきましては、流用制限の条項で、給与費5,441万8,000円を定めております。

それでは、予算書18ページ、19ページをお開き願います。

収益的収入でございます。すみません。ステーションにつきましては、予算書のほうで説明させていただきます。

予算書18ページ、19ページをお開き願います。

収益的収入でございます。1款1項1目訪問看護サービス療養収益につきましては68万9,000円減の5,832万8,000円、2目訪問看護サービス利用収益につきましては19万3,000円減の788万5,000円をそれぞれ見込み、事業収益総額として、対前年度88万2,000円減の6,621万5,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

2、訪問看護事業費用1項訪問看護サービス事業費用といたしましては、主に人件費でございます。令和6年度予算につきましては、看護師4名、作業療法士・理学療法士3名、事務職員1名、合計8名体制とする予定でございます。対前年度150万2,000円増額の6,144万7,000円でございます。

2目材料費につきましては、感染対策のための材料費として、前年度と同額を計上しております。

3目経費につきましては、対前年度44万5,000円増の597万6,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、5節消耗品費で冬タイヤ購入等となっております。

次のページをお開き願います。

続いて、4款資本的支出につきましては、昨年度まで老人保健施設事業会計へ出資しておりましたが、今年度は収支の状況から見送るものでございます。

3条予算に係る当年度損益といたしましては、476万8,000円の純利益となるものでございます。

訪問看護ステーション事業は、これまで同様、地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担っており、在宅など住み慣れた地域の中で、利用者様、ご家族様の生活を支えるため、在宅医療、在宅介護の充実に向け、病院を退院する前から相談カンファレンスに参加し、訪問看護、訪問リハビリが円滑にできますよう、利用者様の生活に沿ったケアに努めるものでございます。また、安心して地域で暮らしていただけるための対応として、緊急時のために24時間体制を確保いたします。今後の課題といたしましては、訪問介護を担う人材の確保となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田善則君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### ◎委員長報告の作成について

○委員長（門田善則君） 以上で、予算審査特別委員会に付託されました議案第29号 令和6年度涌谷町一般会計予算から、議案第37号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、委員長に一任をお願いしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（門田善則君） 異議なしと認めます。よって、委員長に一任と決しました。



#### ◎閉会の宣告

○委員長（門田善則君） 以上をもちまして、予算審査特別委員会を終了いたしたいと思いますが、閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

委員各位及び参与席の皆様のご協力によりまして、時間も早くに終了することができました。それで、問題提

起もいろいろありましたけれども、無事大任を果たさせていただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げたいなというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

本日はこれで終了いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後1時28分